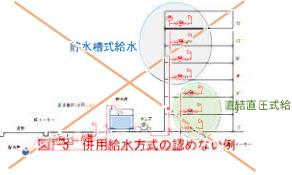
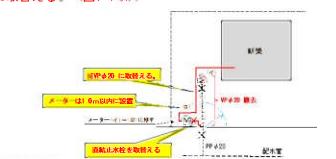
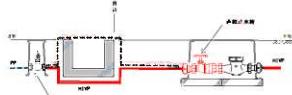
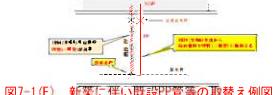
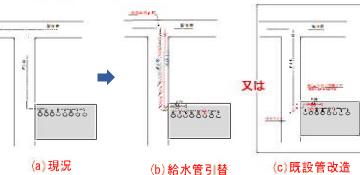
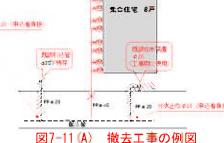
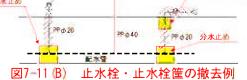
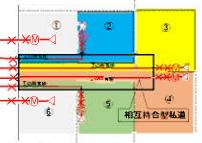


給水装置工事施行基準2024版 現行改正の対比（案）

番号	現行頁	改訂頁	内 容												改訂理由	備 考																																																																																											
			現 行						改 正																																																																																																		
1	3	3	3. 給水装置工事に要する費用は、申込者の負担とする。(条例第7条第1項)												【基準】令和6年度から、撤去工事(分水止め工事)は申込者負担に変更するため明記する。																																																																																												
2	3	4	6. 開発事業、新築又は引込口径変更に起因する既設給水管撤去工事については、2024(令和6)年度から申込者負担で施工する。なお、道路掘削する工事は、道路管理者の許可条件の下で施工するものであるが、撤去に伴い道路・私道等に設置されている不要となる弁栓類(止水栓及び止水栓、仕切弁、消火栓、排水弁等)及び蓋、鉄蓋、室等をも撤去する。(7.1.5を参照)												【内容説明】6に、撤去工事の負担の変更内容を説明																																																																																												
3	9	10	3. 一つの建物は、一系統方式で給水する。												【基準】旧基準からの転記済のため。																																																																																												
4	10	11	4. 明石市では、給水装置と貯水槽以下の給水設備の相互連絡(クロスネクション)防止するため、一つの建物における直結直圧式と貯水槽方式の併用を認めていない(図5-1)。また、一つの建物に対する直結増圧式の場合においても、維持管理上、給水方式の併用は認めていない。(図5-2参照) ただし、学校等災害時の避難所として指定されている施設については、この限りでない。												【内容説明】前項の説明																																																																																												
5	27	29	 図2-11 量水器箱（メーターボックス） φ13 ~ φ40 用 上表、Mはメーター寸法 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">寸法表</th> <th colspan="10">区分</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>区分</th> <th>L</th><th>L1</th><th>L2</th><th>L3</th><th>L4</th><th>B</th><th>B1</th><th>B2</th><th>B3</th><th>B4</th><th>B5</th><th>B6</th><th>H</th><th>H1</th><th>H2</th><th>M</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ13用</td><td></td><td>377</td><td>353</td><td>350</td><td>440</td><td>370</td><td>217</td><td>193</td><td>190</td><td>290</td><td>220</td><td>70</td><td>100</td><td>155</td><td>50</td><td>10</td><td>165</td> </tr> <tr> <td>φ20用</td><td></td><td>427</td><td>403</td><td>400</td><td>493</td><td>420</td><td>217</td><td>193</td><td>190</td><td>290</td><td>220</td><td>70</td><td>100</td><td>155</td><td>80</td><td>10</td><td>165</td> </tr> <tr> <td>φ25用</td><td></td><td>497</td><td>473</td><td>470</td><td>569</td><td>490</td><td>247</td><td>223</td><td>220</td><td>320</td><td>250</td><td>70</td><td>120</td><td>200</td><td>50</td><td>10</td><td>225</td> </tr> <tr> <td>φ40用</td><td></td><td>534</td><td>504</td><td>500</td><td>590</td><td>520</td><td>334</td><td>304</td><td>300</td><td>400</td><td>330</td><td>150</td><td>140</td><td>285</td><td>120</td><td>12</td><td>245</td> </tr> </tbody> </table> 図2-11 量水器箱（メーターボックス） φ13 ~ φ40 用 上表、Mはメーター寸法	寸法表		区分										口径	区分	L	L1	L2	L3	L4	B	B1	B2	B3	B4	B5	B6	H	H1	H2	M	φ13用		377	353	350	440	370	217	193	190	290	220	70	100	155	50	10	165	φ20用		427	403	400	493	420	217	193	190	290	220	70	100	155	80	10	165	φ25用		497	473	470	569	490	247	223	220	320	250	70	120	200	50	10	225	φ40用		534	504	500	590	520	334	304	300	400	330	150	140	285	120	12	245	【内容説明】現行の表2-11にメーターの寸法(赤枠の部分)が欠落していたため	
寸法表		区分																																																																																																									
口径	区分	L	L1	L2	L3	L4	B	B1	B2	B3	B4	B5	B6	H	H1	H2	M																																																																																										
φ13用		377	353	350	440	370	217	193	190	290	220	70	100	155	50	10	165																																																																																										
φ20用		427	403	400	493	420	217	193	190	290	220	70	100	155	80	10	165																																																																																										
φ25用		497	473	470	569	490	247	223	220	320	250	70	120	200	50	10	225																																																																																										
φ40用		534	504	500	590	520	334	304	300	400	330	150	140	285	120	12	245																																																																																										
6	37	40	③特に、水道に直結する飲用に供さない冷凍機器、洗髪器、歯科用ユニット、加湿器等の機器は、構造材質基準に適合していることを確認し、申込書の設計図に機器名稱、認証番号等を明記する。 ④特に、水道に直結する飲用に供さない冷凍機器、洗髪器、歯科用ユニット、加湿器等の機器は、構造材質基準に適合していることを確認し、申込書の設計図に機器名稱、認証番号等を明記する。 また、一般住宅及びコインランドリーの洗濯機等には、吐水口空間が確保されないので、ホース接続型水栓(逆流防止機能を持つ逆止弁内蔵)からホース接続する。												【内容説明】構造材質基準の逆流防止機能を向上させるため。																																																																																												
7	56	58	(2) 水道メーターの選定 ②貯水槽式の水道(親)メーターと共同住宅戸数との関係は表3-15(A)のとおりとする。 表3-15(A) 親メーター口径と戸数の関係 <table border="1"> <thead> <tr> <th>水道(親)メーター口径(m)</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>75</th> <th>100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①計画一時使用水量(m³)/床面積(m²)注1 注2:16.9/1時間換気によると</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>44</td> <td>110</td> <td>218</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>②共同住宅の上階戸数(戸)</td> <td>14</td> <td>20</td> <td>49</td> <td>156</td> <td>243</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>③参考</td> <td>14/10</td> <td>4.8</td> <td>7.2</td> <td>17.6</td> <td>56</td> <td>87.2</td> </tr> <tr> <td>④①の1床面積に対する水槽有効容量 注3:1.5~4.0/m²</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>⑤④の1床面積に対する水槽有効容量 注3:1.5~4.0/m²</td> <td>6/10</td> <td>7.2</td> <td>10.8</td> <td>36.4</td> <td>84</td> <td>130.8</td> </tr> </tbody> </table>	水道(親)メーター口径(m)	20	25	40	50	75	100	①計画一時使用水量(m ³)/床面積(m ²)注1 注2:16.9/1時間換気によると	12	18	44	110	218	345	②共同住宅の上階戸数(戸)	14	20	49	156	243	384	③参考	14/10	4.8	7.2	17.6	56	87.2	④①の1床面積に対する水槽有効容量 注3:1.5~4.0/m ²	1	2	4	1	1	1	⑤④の1床面積に対する水槽有効容量 注3:1.5~4.0/m ²	6/10	7.2	10.8	36.4	84	130.8	【内容説明】貯水槽式の場合、親メーターと戸数の関係を明記する。																																																													
水道(親)メーター口径(m)	20	25	40	50	75	100																																																																																																					
①計画一時使用水量(m ³)/床面積(m ²)注1 注2:16.9/1時間換気によると	12	18	44	110	218	345																																																																																																					
②共同住宅の上階戸数(戸)	14	20	49	156	243	384																																																																																																					
③参考	14/10	4.8	7.2	17.6	56	87.2																																																																																																					
④①の1床面積に対する水槽有効容量 注3:1.5~4.0/m ²	1	2	4	1	1	1																																																																																																					
⑤④の1床面積に対する水槽有効容量 注3:1.5~4.0/m ²	6/10	7.2	10.8	36.4	84	130.8																																																																																																					
8	66	68	表3-21 管口径均等表 注1) 上表の主管とは給水主管の口径を、支管にはメーター口径を適用する。 注2) 最終数値の小数値を四捨五入し整数化して使用する。												【内容説明】表3-21に取扱いを説明する。																																																																																												
9	115	117	4. 私有管の分岐及び配水管の分岐部における分水止め等は、局は立会しない。												【基準】・分水止め等撤去工事は申込者負担																																																																																												

			<p>5. 住宅等を建替えに伴う給水装置工事申込みに際しては、次の事項を踏まえ施工する。</p> <p>(1) 宅地内においては、既設（同口径）の管及び給水用具は老朽化による漏水等が懸念されるため、新しいものに取替える。</p> <p>(2) 道路中心後退の条件がある場合、給水管の土被りは0.80m以上で宅地内に引込む。</p> <p>(3) 既設引込管（PP管（一層管））が1990（平成2）年以前に布設されている場合、局が漏水防止対策とて、同口径・同位置（PP管（一層管））に布設替え工事を行なう。これに際し、指定工事業者は局に協力するとともに「移籍依頼書」を提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地内の既設管の取替 ・漏水対策と給水工事との関係
10	115	116	<p>4. 配水管からの分岐については、配水管は局の施設であり、また事故等の防止のため、分歧施工の監督として立会するが、私設管の分岐等においては立会いしない。</p> <p>なお、配水管の分岐を閉止する分水止め等は、2024（令和6）年度から申込者が負担する。（7.1.3項、7.1.5 参照）</p>	<p>【内容説明】</p> <p>新規</p>
11	115	118	<p>5. 新築工事に伴う給水装置工事に際し、既設給水管に対する留意事項は、次のとおり。</p> <p>給水装置は申込者のものであり、今回の新築工事を行った後、宅地内に既設管を再使用したことにより漏水等の事故があつてはならない。そのため、給水装置の設置において、所有者・使用者が給水装置の維持管理が容易かつ安心して使用できるよう法、条例、基準等を理解し、給水装置を適切な配慮とともに設置しなければならない。</p> <p>(1) 宅地内の既設給水管等が同口径の場合、宅地内既設管は再使用せず、新築に伴い新しい給水管に取替える。メーターを本基準とのおり、メーター設置する。また、このとき直結止水栓は古いものを再使用せず、新しいものに取替える。（図7-1(A)）</p>  <p>図7-1(A) 宅地内の既設管・用具(同口径)の取替え説明図</p> <p>(2) 既設給水管が側溝を上越しや側溝貫通している場合は、既設管を使用せず、給水管は下越しにする。（図7-1(B)）</p>  <p>図7-1(B) 側溝を上越しの場合</p> <p>(3) 既設管が水路の横断、擁壁等の露出等の場合は、適切なさや管等による防護や防寒等を施し取替える。（7.1.4・5項参照）</p> <p>(4) 既設メーターが道路に設置されている場合、宅地内に所定の位置に移設する。（図7-1(C)）</p>  <p>図7-1(C) メーターが道路に設置されている場合</p> <p>(5) 中心後退等がある場合、側溝等の道路構造物を設けるため、引込管の土被りは0.80m以上とする。（図7-1(D)）</p>  <p>図7-1(D) 道路後退部の埋設深さ</p>	<p>【内容説明】既設給水管の再使用に対する認識を具体的に説明する。</p> <p>新規</p>
	118			
	119			

				<p>(6) 1994(平成6)年以前に布設されているPP管(一層管)から漏水が多々発生しているため、2024(令和6)年度から、新築工事の給水装置工事に合わせて、漏水防止のため局が同口径、同位置でPP管(二層管)に引込まれ工事を行う。(図7-1(E))</p> <p>このPP管を使用している場合には、指定工事業者は局に「修繕依頼書」を提出する。</p>  <p>図7-1(E) 新築に伴い既設PP管等の取替え例図</p>		
12	118	120	3. 既設引込管φ40以上があり、1戸建てに再利用して給水することは、使用できない。図7-5のように引込み替える。(図7-5) 図7-5 路	<p>3. アパート等から戸建て1戸に改造する場合は、次とおりとする。</p> <p>(1) 既設引込管φ40以上があり、1戸建てに再利用して給水することは、使用できない。図7-5のように引込み替える。(図7-5) 図7-5 路</p> <p>(2) 前面道路に配水管が敷設されてなく、道路上に縦断布設されたφ40以上の給水管は、再使用せず使用水量に適した給水管に引替えする。又は、再使用に際しては、7.4.2の排水弁又は排水栓及び必要に応じた排水機能を持たせたものとする。(図7-5(A))</p>  <p>図7-5(A) 既設給水管が縦断布設φ40の例</p>	<p>【内容説明】(1)配水管が前面道路に布設されている場合には、実施可能である。 (2)しかし、縦断布設されている場合、費用面において取替えが難しいため、今回既設使用する場合の条件を設ける。</p>	変更
13	120	125	7.1.4 給水管の配管 6. 不要となった給水管は、そのまま放置すると漏水の原因となり、また給水管内の水が腐敗して衛生上問題となるおそれがあるので、分岐部で撤去する。	7.1.4 給水管の配管 6. 削除	【基準】7.1.5 撤去工事としてまとめたため、削除。	整理
14	122	127	6. 分岐の撤去方法 (1) 分水栓はコマ下げるうえ、上部を取り外し、うわカバーで分水止めとする。 (2) サドル付分水栓は閉止コックを閉じてユニオンを外し、キャップ止めとする。 (3) 制T字管は簡易バルブを閉止し、キャップ又はフランジ止めとする。 (4) 既設が二叉T字管の場合は二叉T字管を撤去し、継輪、直管等を使用して原形に復する。 (5) 切断して通水しなくなった不用管は、撤去する。 (6) 撤去部分の腐食防止のため、ホリエチレンシートを巻き、更にポリエチレンシーブで被覆する。	6. 削除	【内容説明】7.1.6に移す。	整理
15	122	128		7.1.5 撤去工事 1. 既設給水装置の全部に変更を加える改造工事又は給水装置が不要となる場合は、申込者負担により配水管等の分岐部を開止する。なお、施工方法は局の指示による。 2. 分水止め等の撤去工事は、主任技術者の下で確実に施工する。その撤去に際し、局は立会しなく、確認は写真提出による。 3. 撤去部分に腐食防止のため、ホリエチレンシーブで被覆する。 4. 分水止めの写真提出は、給水装置工事の竣工届に添付する。 5. 撤去写真には、施行日・施工場所・受付番号・施工業者等を記載した黒板を写し込む。 6. 館装復旧は、道路管理者等の許可条件により施工する。	【基準】7.1.4の6項を転記と撤去に関する事項を追加する。	整理
				<p>【内容説明】 ! 不要となった給水管は、そのまま放置すると漏水の原因となり、また給水管内の水が腐敗して衛生上問題となるおそれがあるので、分岐部で撤去する。</p>  <p>図7-11(A) 撤去工事の例図</p>	<p>【内容説明】7.1.4から転記及び具体的な撤去方法を追記</p>	整理

			<p>2. 撤去方法は、表7-1(A)のとおり。なお、配管状態により、別途指示することがある。表7-1(A) 撤去方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実行の部類</th><th>撤去方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サドル引抜き等</td><td>分水栓ハンドルを回して、栓頭部を外す。次に栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ</td><td>サドル引抜き等</td></tr> <tr> <td>等辺分水栓</td><td>カマナ(内筒)を外す。栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ</td><td>等辺分水栓</td></tr> <tr> <td>カーブ(T字)栓</td><td>カマナ(内筒)を外す。栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ</td><td>カーブ(T字)栓</td></tr> <tr> <td>カース(平面栓)</td><td>カマナ(内筒)を外す。栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ</td><td>カース(平面栓)</td></tr> <tr> <td>可動式止水栓</td><td>栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ</td><td>可動式止水栓</td></tr> <tr> <td>二重T字栓</td><td>栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ</td><td>二重T字栓</td></tr> </tbody> </table>	実行の部類	撤去方法	備考	サドル引抜き等	分水栓ハンドルを回して、栓頭部を外す。次に栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	サドル引抜き等	等辺分水栓	カマナ(内筒)を外す。栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	等辺分水栓	カーブ(T字)栓	カマナ(内筒)を外す。栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	カーブ(T字)栓	カース(平面栓)	カマナ(内筒)を外す。栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	カース(平面栓)	可動式止水栓	栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	可動式止水栓	二重T字栓	栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	二重T字栓	
実行の部類	撤去方法	備考																							
サドル引抜き等	分水栓ハンドルを回して、栓頭部を外す。次に栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	サドル引抜き等																							
等辺分水栓	カマナ(内筒)を外す。栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	等辺分水栓																							
カーブ(T字)栓	カマナ(内筒)を外す。栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	カーブ(T字)栓																							
カース(平面栓)	カマナ(内筒)を外す。栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	カース(平面栓)																							
可動式止水栓	栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	可動式止水栓																							
二重T字栓	栓頭部を外す。アダプタ等を外す。アーリーパイプ	二重T字栓																							
129			<p>3. 撤去工事において、分水止め等の外、道路上に設置した不要となる止水栓箇、消火栓室、仕切弁室、排泥弁室等は、給水用具及び弁室等を撤去する。(図7-11(B))</p>  <p>図7-11(B) 止水栓・止水栓箇の撤去例</p>																						
16	134	141	<p>(8) 私道に給水管の布設する場合は、原則として次のとおり。 ① 共同所有型私道の場合は、一本の給水管を布設し、その管から各戸に給水する(図7-28(A))。なお、給水装置工事申込書(工事用)は、図7-28(A)の場合、3通(8.1.2を参照)。</p>	<p>【内容説明】令和5年度改正民法により、土地の所有権に対し、給水管の布設工事を定めた。</p> <p>新設</p>																					
	142		 <p>図7-28(A) 共有所有型私道の場合</p> <p>2) 相互持合型私道の場合は、各住宅の所有地にそれぞれの給水管を布設する(図7-28(B))。給水装置工事申込書は、図7-28(B)の場合には6通(8.1.2を参照)。ただし、地役権利を設定している場合は除く。</p>  <p>図7-28(B) 相互持合型私道の場合</p>	<p>新規</p>																					
17	135	143	<p>7.4.2 空気弁、排泥弁及び消火栓の設置 2. 口径40mm、50mの給水管の末端には、排泥弁(口径40mm)を設ける。また、アパートに給水する場合は宅地内の管末に設置する。</p>	<p>7.4.2 空気弁、排泥弁及び消火栓の設置 2. 道路に継続布設する口径40mm、50mの給水管の末端には、排泥弁(口径40mm)を設ける。また、同一敷地に2棟以上のアパートに給水する場合は宅地内の管末に設置する。</p> <p>【基準】 説明不足のため</p> <p>修正</p>																					

18	183		<p>2. 修繕依頼書</p> <p>(1) 工事申込みに伴い既設装置において、出水不良、分水止め(公道撤去)、止水栓の不具合、道路部の鉛管等がある場合は、局に「修繕依頼書」を提出する。ただし、配水管上の分水止めは局が行うが、私有管の場合は申込者負担とする。</p> <p>(2) 道路掘削許可申請書において、同一路線で新設する引込管と分水止め位置は表記するものとするが、分水止めが他の路線となる場合は、局が道路占用廃止の許可をとる。(図8-10)</p> <p>図8-10 道路占用・掘削申請</p>	削除	【内容説明】令和6年度の修繕依頼書の取扱により、削除	削除
184			<p>(3) 新たに分岐する箇所と修繕依頼による分水止めする箇所が同一掘削場所となる場合は、工事時期が異なっても道路本体旧費は、申込者側で負担する。(図8-11)</p> <p>図8-11 上りが同一位置の場合</p>	削除		
19	183	193	<p>2. 鉛管取替え</p> <p>(1) 配水管分岐から第1止水栓の間に既設給水管が鉛管で使用されている場合には、局の費用で宅地内まで取替える。</p> <p>(2) 配水管の分岐から第1止水栓までPPであるが、第1止水栓以降宅地内に既設鉛管がある場合は、申込者の費用で取替える。(図8-10)</p> <p>図8-10 残存鉛管取替え</p> <p>(3) 私設管からの分岐部から鉛管で引込まれている場合の鉛管取替えは、申込者で取替える。(図8-11)</p> <p>図8-11 私設管分岐の鉛管取替え</p>		【内容説明】鉛管取替え工事に対し、申込者と水道局との負担区分を明確にする。	新規
20	185	195	<p>8.1.3 分岐承諾について</p> <p>1. 私有管の分岐承諾とは、個人又は法人が布設した給水管から、新たに給水装置を設置あるいは増設するため、当該給水管の所有者が分岐することをいう。</p> <p>2. 私有管の給水能力については、原則として管口径均等表（表J-22）に基づき判断する。なお、この表において、分岐口径には水道メーター口径を適用する。</p> <p>3. 給水管の所有者は、給水管を布設した給水装置工事申込者をいう。</p> <p>4. 給水管の所有者が行方不明の場合、当該給水管の全使用者から同意を得るよう指導する。</p> <p>5. 給水管の所有権を譲渡する際には、「給水装置所有権移転届」で行う。</p> <p>8.1.3 分岐承諾について</p> <p>1. 私有管の分岐承諾とは、個人又は法人が布設した給水管から、新たに給水装置を設置あるいは増設するため、当該給水管から分岐する場合には、当該給水管の所有者が分岐することの承諾をいう。</p> <p>2. 私有管の給水能力については、原則として管口径均等表（表J-22）に基づき判断する。なお、この表において、分岐口径には水道メーター口径を適用する。</p> <p>3. 給水管の所有者は、給水管を布設した給水装置工事申込者をいう。</p> <p>（削除）4. 給水管の所有者が行方不明の場合、当該給水管の全使用者から同意を得るよう指導する。</p> <p>4. 給水管の所有者が所在不明の場合、8.1.4による。</p> <p>5. 給水管の所有権を譲渡する際には、「給水装置所有権移転届」で行う。</p>		【基準】2項は、表3-21 管口径均等表に注意書きを入れたため、削除する。 4項は、改正民法により、8.1.4に入れだ。	修正

【内容説明】
1. 留意事項

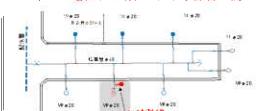
- (1) 明石市では、従来から分岐承諾については、分岐管の口径を明記する。分岐戸数を記載しないもので、分岐口径に応じた戸数分を承諾したものとしている。
(2) 給水主管には、給水能力の限界があり、この限界を超えると他の使用者に出水不良等の問題が生じるため、管口径均等表（表3-21）を用いて給水主管の安定化を図る。
(3) 給水管の所有者が行方不明の場合、当該給水管の全使用者から同意を得るとするには、暫定的対処として行うもので、給水管の所有権移転として取り扱いするものでない。
(4) 給水装置所有権移転届において、給水管を譲渡する際には、新旧所有者の住所・氏名の外、①給水管の材質、②口径、③延長等を記入する。

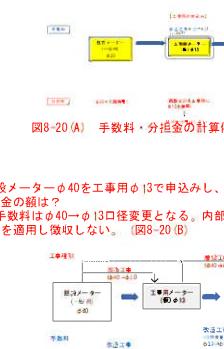
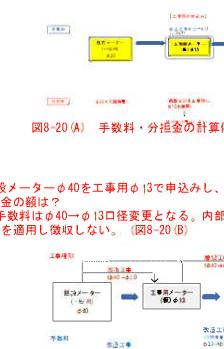
【内容説明】
1. 留意事項

- (1) 給水主管の所有者が第三者に新たな分岐を承諾する、又は当該給水管からの分岐を取り止め増設分岐を承諾する場合は、分岐承諾書を提出する。
(2) 明石市では、従来から分岐承諾については、分岐口径及び戸数を記載しないもので、分岐口径に応じた戸数分を承諾したものとしている。
(3) 給水主管には給水能力の限界があり、この限界を超えると他の使用者に出水不良等の問題が生じるため、管口径均等表（表3-21）を用いて給水主管の安定化を図る。
(4) 給水管の所有者が行方不明の場合、当該給水管の全使用者から同意を得るとするには、暫定的対処として行うもので、給水管の所有権移転として取り扱いするものでない。
(5) 給水装置所有権移転届において、給水管を譲渡する際には、新旧所有者の住所・氏名の外、①給水管の材質、②口径、③延長等を記入する。

現行(1)→(2)に変更し、新たに(1)を挿入する。これは、分岐承諾の定義を整理した。
現行(2)、(3)に順送りする。
現行(3)は削除する。改正民法により取り扱いを整理するため

修正

			<p>2. 私有管の給水能力の範囲内において、既設メーターφ13をφ20に増径する際は、次のとおり。 (1) 引込管(φ13)からメーターをφ13からφ20にする場合は、分岐部分をφ13からφ20に改修するため、分岐承諾書を提出する。(図8-13)</p>	<p>令和5年民法改正に伴いライフラインの使用が認められたことにより、私有管の能力があれば、給水管の能力の範囲内でメータ一口径の増径を認めるとする。</p>	新規
196			<p>(2) 引込管(φ20)でメーターがφ13で、メーター以降φ20に改修工事を行なう場合 ① 管口径均等表(表3-21)上、例えば給水主管φ50、支管φ20で10戸まで範囲内の(現使用者の全ての戸数がφ20に増径可能)場合には、分岐承諾書の提出は求めない。</p>	 <p>図8-14(A) メータ一口径の変更の例(1)</p>	
			<p>2. 管口径均等表(表3-21)上の給水能力はあるものの、使用戸数全てをメーターφ20にできなくても建替え工事に伴いメーターφ20に増径する場合、分岐承諾書の提出は求めない。</p>	 <p>図8-14(B) メータ一口径の変更の例(2)</p>	
21	195	198	<p>8.1.4 改正民法に伴う分岐・土地承諾の取扱い 1 給水条例第6条第3項に規定する利害関係人の同意書等とは、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ該当各号に定める書類を提出する。 (1) 他の終水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき、所有者の同意書 (2) 他の所有地を通過して給水装置を設置しようとするとき、土地所有者の同意書 (3) その他特別の事由の場合、利害関係者の同意書又は申込者の誓約書 2 工事の申込みにおいて民法(1896(明治29)年法律第69号)第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第1号及び第2号の規定は適用しない。 3 前項の場合において、前条第1項の申込者は、民法第213条の2第3項の通知した旨の「誓約書」を提出する。</p>	<p>【基準】改正民法の施行に伴い、ライフラインの設備・設置使用権を吸水装置工事に反映する。</p>	新規
			<p>【内容説明】 1 民法修正一部を改正する法律について 給水条例第6条第3項の規定には、利害関係人の同意書等を求めるとしてあるものの、その条文を受ける同施行規程では具体的な内容は示されてない。今回、ライフラインの設備を設置及び使用する目的で民法第213条の2又は第213条の3(以下、「ライフライン設備設置・使用」という。)が、2021(令和3)年4月28日に公布、2023(令和5)年4月1日から施行された。このことにより、この規制基準に利害関係人の同意書等の提出は、ライフライン設備設置・使用様をこの改正民法第213条の2又は第213条の3に基づく権利行使できるため、所有者不明の土地及び給水管の利用の円滑化が図られるものとされた。 2 留意事項 (1) 給水装置工事の実施に当たって、従来と同様に他人が所有する設備(給水装置)を使用することや他の土地を掘削することなどについては、明石市水道条例第3章第3項の規定に基づき利害関係者から同意を得ることが基本である。なお、既設給水装置の利用においては、当該給水装置の給水能力内の利用できる範囲内とする。 (2) 改正民法第213条の2及び第213条の3の規定についても、利害関係者に無断で給水装置工事を実施できることを意味するものではなく、給水装置所有者が所在不明で同意を得られないため、関係法令に基づく所定の手続きとしであらかじめ利害関係者に通知がなされていること踏まえ、給水管所有者が所在不明によるライフライン設備設置・使用を行なう旨の「誓約書」を提出する。 3 所在不明の所有者の取扱い 土地所有者の所在不明である場合、上記3項による誓約書を提出する。共同所有土地の場合は、その全員から承諾書を提出するが、その内所在不明の所有者がいた場合には、上記3項による誓約書を提出する。また、給水管所有者の所在不明の場合は、当該給水管の使用者からの同意は求めなく、上記3項による誓約書を提出する。また、共用管の場合は、共有者全員からの承諾書を提出するが、その中に所在不明の所有者がいた場合は、上記3項による誓約書を提出する。</p>	新規	

		199	<p>【参考】ライフライン設備設置・使用権について 1. 所有者不明私道への対応ガイドライン 近年、複数の者が共有する私道の工事の取付け等にに関して、共有者の所在が不明であるために支障が生じていることから、法務省に設置された事例研究会において、2022(令和4)年6月「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～（第2版）」がまとめられ、工事の可否を判断する指針が示されている。</p> <p>2. 改正民法第213条の2又は第213条の3の条文 第213条の2「総統的給付を受けるための設備の設置権等」 1. 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに接する総統的給付（以下この項及び次条第1項において「総統的給付」という。）を受けることができるときは、総統的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。 2. 前項の場合には、設備の設置又は使用的の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備（次項において「他の土地等」という。）のために損害が最も少ないものとすべきなければならない。 3. 第1項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。 4. 第1項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するため当該他の土地又は当該地に占有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第209条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定を準用する。 5. 第1項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の権利（前項において準用する第209条第4項に規定する損害を除く。）に対して償金を支払わなければならない。ただし、1年ごとにその償金を支払うことができる。 6. 第1項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない。 7. 第1項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>第213条の3「総統的給付を受けるための設備の設置権等」 1. 分割によって他の土地に設備を設置しなければ総統的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の所有者は、総統的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみに設備を設置することができる。この場合においては、前条第1項の規定は、適用しない。 2. 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。</p>	【参考資料】
22	187	200	<p>8.2 申込の概要 8.2.1 基本事項 1. 指定工事業者は、給水装置の新設、増設、改造又は撤去の工事を申込者から依頼されたときは、申込書（関係書類を含む）を提出し局の承認を得た後、施行する。 2. 工事技術者は、構造材質基準の適合確認、指定材料及び工法の確認及び事前調査、関係官公署の許可申請等を実施し、申込書を作成する。 3. 工事技術者は、竣工前には、自社検査を行ったうえ、局の竣工検査を申込みする。 4. 申込書を提出する前に、下水道室下水道経務課排水設備係の経由をする。 5. 申込書の設計図において、賃貸の店舗・事務所等で未入居のため給水栓等を設置しない場合は、建物内に給水栓柱を設ける。</p> <p>8.2 申込の概要 8.2.1 基本事項 1. 指定工事業者は、給水装置の新設、増設、改造又は撤去の工事を申込者から依頼されたときは、申込書（関係書類を含む）を提出し局の承認を得た後、施行する。 2. 工事技術者は、構造材質基準の適合確認、指定材料及び工法の確認及び事前調査、関係官公署の許可申請等を実施し、申込書を作成する。 3. 工事技術者は、竣工前には、自社検査を行ったうえ、局の竣工検査を申込みする。 (削除) 4. 申込書を提出する前に、下水道室下水道経務課排水設備係の経由をする。 4. 申込書の設計図において、賃貸の店舗・事務所等で未入居のため給水栓等を設置しない場合は、建物内に給水栓柱を設ける。</p>	【基準】取扱の変更による 削除
23	190	205	<p>【例2】既設メーターφ20があり、工事用φ13を設置した後、内部工事で一般用φ20とφ13のメーターを設置する申込みがあった。この場合の手数料・分担金は？ (説明) 手数料は、既設メーターφ20から工事用φ13にすることから口径変更を適用する。内部工事用φ13のメーターは、一般用φ13に再使用することから増設工事となる。また、内部工事メーターφ20は、新設の手数料となる。(図8-20(A)) 分担金は、当初、工事用メーターの分担金は、既設メーターφ20があることで仮メーターとして出庫。内部工事の分担金は、既得権はφ13ではなくφ20、新設φ13を吸収する。</p> <p>【例3】一般用既設メーターφ40を工事用φ13で申込みし、その後内部申込を再度既存のφ40を使用するとした場合、手数料と分担金の額は？ (説明) 工事用の手数料はφ40→φ13口径変更となる。内部工事では、φ13→φ40口径変更。内部工事の分担金は、φ40の既得権を適用し微収しない。(図8-20(B))</p>  <p>図8-20(A) 手数料・分担金の計算例(その1)</p>  <p>図8-20(B) 手数料・分担金の計算例(その2)</p>	【参考資料】 新規

24	195	209	<p>8.4 一般用の申込</p> <p>8.4.1 申込書類</p> <p>1. 一般用の申込は、工事用に要するものとは別に、需要者に水道水を供給するために設置する給水装置をいう。</p> <p>2. 指定工事業者は、申込書（関係書類を含む）に委任状を添えて提出する。</p> <p>3. 申込書類の様式は、ホームページから所定の用紙で出力して作成する。</p> <p>4. 工事の承認書は、市納金の市納金の納入を確認（納入通知書兼領収書(写)を提出）のうえ発行する。</p>	<p>8.4 一般用の申込</p> <p>8.4.1 申込書類</p> <p>1. 一般用の申込は、工事用に要するものとは別に、需要者に水道水を供給するために設置する給水装置をいう。</p> <p>2. 指定工事業者は、申込書（関係書類を含む）に委任状を添えて提出する。</p> <p>3. 申込書類の様式は、ホームページから所定の用紙で出力して作成する。</p> <p>4. 工事の承認書は、市納金の納入後発行する。</p> <p>5. 申込書及び図面の裏面は、空白にて提出する。</p>	【基準】申込書・図面の使用制限	新規	
		209	<p>2. 申込書書類</p> <p>(1) 申込書（様式第2号） B4サイズ、厚紙（上質紙135K（注:0.18mm/枚、ハガキ厚程度））</p> <p>(2) 委任状（様式第51号） B5サイズ、普通紙</p> <p>(3) 設計及び竣工図面（様式第50号）B4サイズ、厚紙（上質紙135K（注:0.18mm/枚、ハガキ厚程度））</p> <p>(4) その他、必要に応じて提出文書等 A4サイズ、普通紙</p>	<p>2. 申込書書類</p> <p>(1) 申込書（様式第2号） B4サイズ、厚紙（上質紙135K（注:0.18mm/枚、ハガキ厚程度））</p> <p>(2) 委任状（様式第51号） B5サイズ、普通紙</p> <p>(3) 設計及び竣工図面（様式第50号）B4サイズ、厚紙（上質紙135K（注:0.18mm/枚、ハガキ厚程度））</p> <p>(4) その他、必要に応じて提出文書等 A4サイズ、普通紙</p> <p>(5) 申込書・図面の裏面利用することは、図面修正・差替・整理など煩雑になり、また複数の図面の審査においては整理や工事内容を把握しづらいため、使用しない。</p>	【内容説明】	新規	